### 議案第72号

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条 例案

# 条例第 号

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条 例

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例(昭和58年条例第12号)の 一部を次のように改正する。

# 別表1中

·		
6 0 0	1, 100	1, 200
2, 300	3, 700	4,600
2, 300	3, 700	4,600
1, 300	2, 300	2, 600
6 0 0	1, 100	1, 200
1, 300	2, 300	2,600
2, 300	3, 700	<del></del>
1, 400	2, 300	2,800
6, 100	10,100	12, 100
7 0 0	1, 200	1, 400
2, 000	3, 400	4, 000

を

6 1 0	1, 130	1, 230
2, 360	3, 800	4, 730
2, 360	3, 800	4, 730
1, 330	2, 360	2, 670
6 1 0	1, 130	1, 230
1, 330	2, 360	2, 670
2, 360	3, 800	_
1, 430	2, 360	2, 870
6, 270	10, 380	12, 440
7 1 0	1, 230	1, 430
2, 050	3, 490	4, 110

に改める。

別表2の2 冷暖房装置使用料の表中

1時間につき	400
II .	1,000
"	1, 000
"	800
II .	400
11	800
]]	1, 000
11	800
11	2, 200
IJ	400
"	800

を 「

1時間につき		4 1 0
IJ	1,	0 2 0
II	1,	020
II .		8 2 0
11		4 1 0
11		8 2 0
11	1,	020
II .		8 2 0

<i>11</i>	2, 260
11	4 1 0
11	8 2 0

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表1及び別表2の2 冷暖房装置使用料の表の規定は、 この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適 用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の 例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、福祉保健施設の使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第72号 尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正 する条例案について

### 尾道市福祉保健施設設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	lΞ			
別表1(第119	<b>条及び第16</b>	条関係)		
複合施調	设室別使用	料		
1 1 2 3 3 1 1	午前9時~ 12時(円)	午後0時~5 時(円)	夜間5時~ 10時(円)	
使用 区分				
1階会議 室	<u>600</u>	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	
1階集会 室(和室)	<u>2,300</u>	<u>3.700</u>	<u>4,600</u>	
2階第1会 議室	<u>2,300</u>	<u>3,700</u>	<u>4,600</u>	
2階第2会 議室	<u>1,300</u>	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	
2階小会 議室	<u>600</u>	1,100	1,200	
2階教發	1,300	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	

会議室 4階大会 <u>6,100 10,100 12,100</u> 議室 4階会議 <u>700 1,200 1,400</u>

3,700

2,300

<u>3,400</u>

2,800

4,000

2,300

1,400

2,000

備考 略

4階集団

指導室

娯楽室(和

室) 3階調理

実習室 3階集会

別表2(第11条及び第16条関係)

複合施設附属設備使用料

1 略

2 冷暖房装置使用料

使用区分	使用料(円)	
1階会議室	1時間につき	400
1階集会室(和室)	"	1,000
2階第1会議室	"	1,000
2階第2会議室	//	800
2階小会議室	<i>II</i>	400
2階教發娯楽室(和	<i>II</i>	800
室)		

新

別表1(第11条及び第16条関係)

複合施設室別使用料

		<u> </u>	
1 1		午後0時~5	
1 1	12時(円)	時(円)	10時(円)
使用			
区分			
1階会議	<u>610</u>	1,130	<u>1,230</u>
室			
1階集会	<u>2,360</u>	<u>3,800</u>	4,730
室(和室)			
2階第1会	<u>2,360</u>	<u>3,800</u>	<u>4,730</u>
議室			
2階第2会	<u>1,330</u>	<u>2,360</u>	<u>2,670</u>
議室			
2階小会	<u>610</u>	1,130	<u>1,230</u>
議室			
2階教發	<u>1,330</u>	<u>2,360</u>	<u>2,670</u>
娯楽室(和			
室)			
3階關理	<u>2,360</u>	<u>3.800</u>	=
実習室			
3階集会	<u>1,430</u>	<u>2,360</u>	<u>2,870</u>
会議室			
4階大会	<u>6,270</u>	10.380	<u>12,440</u>
議室			
4階会議	710	<u>1,230</u>	<u>1,430</u>
室			1.5.5
4階集団	<u>2,050</u>	<u>3,490</u>	4,110
指導室	<u> </u>	<u> </u>	l

備考 略

別表2(第11条及び第16条関係)

複合施設附属設備使用料

1 略

2 冷暖房装置使用料

2 110级历级国政	2 1118203321110		
使用区分	使用料(円)		
1階会議室	1時間につき	410	
1階集会室(和室)	"	1,020	
2階第1会議室	"	1,020	
2階第2会議室	"	820	
2階小会議室	"	410	
2階教發娯楽室(和	"	820	
室)			

3階調理実習室	"	1,000
3階集会会議室	11	800
4階大会議室	"	2,200
4階会議室	<i>)</i>	400
4階集団指導室	"	800

3階調理実習室	"	1,020
3階集会会議室	<i>II</i>	820
4階大会議室	"	2,260
4階会議室	11	410
4階集団指導室	n	820

### 議案第73号

尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案

### 条例第 号

尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

1		
	2, 200	3, 700
	1, 200	2,000

を「

2,	260	3,	8 0 0
1,	2 3 0	2,	0 5 0

に改める。

別表第2の2 冷暖房装置使用料の表集会室の項中「1,200」を「1,230」に改め、同表研修室の項中「600」を「610」 に改める。 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の2 冷暖房装置使用料の表の規 定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料につ いて適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、な お従前の例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、生きがい活動推進センターの使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第73号 尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例案について

## 尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例 新旧対照表

						( 1/2 / 1/2 / 2	2 HP23 10	<u>уАУТТ-Ы</u>	// /	
	旧					新				
別表第1(第8条	及び第13条関係)	別表	第1(第8条	及び第13	条関係)	<del></del>				
生きがいた	生きがい活動推進センター室別使用料					5動推進セ	ンター	室別使	用料	
使用時間	使用時間 午前9時~正午 正午~午後5時				使用時間	午前9時~	~正午	正午~4	F後5時	
	(円)		(円)		`.		(円)		(円)	
使用区分				油	那区分					
集会室	2,200		3,700		会室		2,260	<del></del>	3,800	
研修室	1,200		2,000		多室		1,230		2,050	
備考 略				備	考 略					
別表第2(第8条	及び第13条関係)			別表第2(第8条及び第13条関係)						
生きがい	<b>5動推進センター</b>	附属部	₹備使用料		生きがいた	5動推進セ	ンター	附属設	備使用料	
1 略				1	略					
2 冷暖房装	置使用料			2	冷暖房装	置使用料				
使用区	分	使用料	(円)		使用区	分		使用料(	円)	
集会室	集会室 1時間につき 1.200		集会室		1時間に		1,230			
研修室	研修室 1時間につき 600				研修室 1時間につき <u>610</u>				<u>610</u>	
備考 略				備	考略					

### 議案第74号

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

### 条例第 号

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正 する条例

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表の2 部屋使用料の表中

600	1, 000	]
1, 200	2, 000	を
2, 200	3, 700	

 610
 1,020

 1,230
 2,050

 2,260
 3,800

に改める。

付 則

Γ

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表の2 部屋使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、向島中央老人福祉会館の使 用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第74号 尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一 部を改正する条例案について

## 尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例 新旧対照表

			1000000 1000000000000000000000000000000					
	旧			新				
別表(第3条、第	4条及び第11条関	<b>孫)</b>	別表	长(第3条、第	4条及び第11条関	图係)		
尾道市向島	。 中央老人福祉会	<b>馆使用料</b>		尾道市向島	<b>岛中央老人福祉会</b>	館使用料		
1 略			1	略				
2 部屋使用	料		2	2 部屋使用料				
使用時間	午前9時~午後5	午後5時~午後9	使用時間午前9時~午後5 午後5時~午後9					
	時(円)	時(円)		•	時(円)	時(円)		
使用区分			使	用区分				
和室(10畳)	<u>600</u>	1,000	和	室(10畳)	<u>610</u>	1,020		
和室(36畳)	1,200	2,000	和	室(36畳)	1,230	2,050		
集会室	<u>2,200</u>	<u>3,700</u>	)	会室	<u>2,260</u>	<u>3,800</u>		
備考 略			俳	背 略				
	<del></del>							

### 議案第75号

尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例案

## 条例第 号

尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例

尾道市立夜間救急診療所条例(昭和51年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「尾道市新高山三丁目1170番地の177」を「尾道市門田町22番5号」に改める。

第3条第3号を削る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# 提案理由

尾道市立夜間救急診療所の位置を変更し、及び診療科目の一部を廃止する ための条例改正である。

# 議案第75号 尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例 案について

## 尾道市立夜間救急診療所条例 新旧対照表

旧	新				
(名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 尾道市立夜間救急診療所 位置 尾道市新高山三丁目1170番地の177 (診療科目) 第3条 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) 外科 (3) 小児科	(名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 尾道市立夜間敷急診療所 位置 <u>尾道市門田町22番5号</u> (診療科目) 第3条 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) 外科				

### 議案第76号

みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 案

### 条例第 号

みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

みつぎいこい会館設置及び管理条例(平成17年条例第277号)の 一部を次のように改正する。

別表の1 みつぎいこい会館使用料の表中

Γ 円 円 円 円 円 1,200 1,600 2,100 500 700 900 1,200 1,600 400 500 700 900 400 500 700 900 1,200 1,600 1,300 2,300 1,000 1,500 2,800 3,800 500 700 900 1,200 1,600 2,100

Γ 田 円 円 刑 円 円 1,230 1,640 2,160 510 710 920 710 1,230 1,640 410 510 920 410 1,230 1,640 510 920 710

に改める。

を

9

1,020	1,330	1,540	2,360	2,870	3,900
510	710	920	1,230	1,640	2,160

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の1 みつぎいこい会館使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に市長が行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に指定管理者が行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、みつぎいこい会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第76号 みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正す る条例案について

## みつぎいこい会館設置及び管理条例 新旧対照表

	le le						新							
別表(第8条	別表(第8条関係)					別	別表(第8条関係)							
1 みつ	ぎいこ	い会館	使用彩	ł				1 みつ	ぎいこ	い会館	使用料	4		
ト 時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日		ト 時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
│∖区分					間			│ \ 区分					間	
	9~12	13~1	18~2	9~17	13~2	9~22			9~12	13~1	18~2	9~17	13~2	9~22
使用人	時	7時	2時	時	2時	時		使用	時	7時	2時	時	2時	時
区分								区分						
研修室	円	円	円	円	円	円		研修室	円	円	円	円	円	円
1 • 2	<u>500</u>	<u>700</u>	900	1,200	<u>1,600</u>	2,100		1 • 2	<u>510</u>	<u>710</u>	<u>920</u>	1,230	1,640	<u>2,160</u>
(1室)								(1室)						
研修室3	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>		研修室3	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>710</u>	<u>920</u>	1,230	<u>1,640</u>
和室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	1,200	<u>1,600</u>		和室	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>710</u>	<u>920</u>	1,230	1,640
多目的	1,000	<u>1,300</u>	1,500	<u>2,300</u>	2,800	3.800		多目的	1,020	1,330	<u>1,540</u>	2,360	2,870	<u>3,900</u>
ホール								ホール						
調理研	<u>500</u>	<u>700</u>	900	1,200	1,600	<u>2,100</u>		調理研	<u>510</u>	710	920	1,230	1,640	<u>2,160</u>
修室								修室						
備考略	}			<del></del>			備考 略							
2 略								2 略						

# 議案第77号

尾道市公会堂条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市公会堂条例の一部を改正する条例案

## 条例第 号

Γ

尾道市公会堂条例の一部を改正する条例

尾道市公会堂条例(昭和38年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表1の大集会場の使用料の表中

午 前	午後	夜間	昼間	午後·夜間	全 日
8時30分	0時~5時	5時~10	8時30分	0時~10	8時30分~
~12時		時	~5時	時	10時
8,000	12,500	17,000	18,500	26,500	33,500
9,500	15,000	20,500	22,000	32,000	40,500
16,000	25,000	34,000	37,000	53,000	67,000

19,000	30,000	41,000	44,000	64,000	81,000

午	前	午	後	夜	間	昼	間	午後	後·夜間	全	日
8時3	0分	12時	~17	17時	<b>-~22</b>	8時3	0分	12	诗~22	8時36	0分~
~12	時	時		時		~17	時	畤		22時	
	8,220	12	2,850	1	7,480	19	9,020		27,250	3	4,450
	9,770	18	5,420	2	1,080	2:	2,620		<b>32,9</b> 10	4	1,650
1	<b>6,45</b> 0	2	5,710	3	4,970	3	8,050		<b>54,5</b> 10	6	8,910
1	9,540	30	0,850	4	2,170	4.	5,250		<b>65,82</b> 0	8	3,310

に改める。

Γ

別表1の別館会議室の使用料の表中

午後·夜間 前 午 後 夜 間 昼 間 全 日 0時~5時 5時~10 8時30分 8時30分~ 8時30分 0時~10 ~12時 時 ~5時 10時 時 1,000 1,900 2,200 3,000 1,400 3,900 950 1,350 1,800 2,850 2,100 3,700

5,100	3,900	2,900	2,500	1,800	1,300
3,500	2,700	2,000	1,700	1,300	900
2,400	1,900	1,400	1,200	900	600
10,200	7,800	5,700	5,000	3,700	2,600
7,800	6,000	4,400	3,800	2,800	2,000
7,400	5,700	4,200	3,600	2,700	1,900
10,200	7,800	5,800	5,000	3,600	2,600
7,000	5,400	4,000	3,400	2,600	1,800
4,800	3,800	2,800	2,400	1,800	1,200
20,400	15,600	11,400	10,000	7,400	5,200

午 前	午 後	夜間	昼間	午後·夜間	全 日
8時30分	12時~17	17時~22	8時30分	12時~22	8時30分~
~12時	時	時	~17時	時	22時
1,020	1,440	1,950	2,260	3,080	4,010
970	1,380	1,850	2,160	2,930	3,800
1,330	1,850	2,570	2,980	4,010	5,240
920	1,330	1,740	2,050	2,770	3,600
610	920	1,230	1,440	1,950	2,460
2,670	3,800	5,140	5,860	8,020	10,490
2,050	2,880	3,900	4,520	6,170	8,020
1,950	2,770	3,700	4,320	5,860	7,610
2,670	3,700	5,140	5,960	8,020	10,490
1,850	2,670	3,490	4,110	5,550	7,200
1,230	1,850	2,460	2,880	3,900	4,930
5,340	7,610	10,280	11,720	16,040	20,980

に改める。

別表2の大集会場の超過・繰上げ使用料の表中

午前8時30分から 午後5時までの時間	その他の時間
1,600	2,200
1,900	2,700
3,200	4,400
3,800	5,400

Γ

8時30分から17時までの時間その他の時間1,6402,2601,9502,7703,2904,5203,9005,550

## に改める。

別表2の別館会議室の超過・繰上げ使用料の表中「午前8時30分から午後5時まで」を「8時30分から17時まで」に、「500」を「510」に、「700」を「720」に、「350」を「360」に、「1,000」を「1,020」に、「1,400」を「1,440」に、「400」を「410」に改める。

別表3の3 冷暖房装置使用料の表中「5,000円」を「5,140円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表4の2 冷暖房装置使用料の表中「1,300円」を「1,33 0円」に、「650円」を「660円」に改める。

付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表1から別表4までの規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道市公会堂の使用料の 額を改めるための条例改正である。

# 議案第77号 尾道市公会堂条例の一部を改正する条例案について

# 尾道市公会堂条例 新旧対照表

	「傍豚の部方は以正部方)		
<b>ll</b>	新		
別表1(第9条第1項関係)	別表1(第9条第1項関係)		
大集会場の使用料	大集会場の使用料		
(単位 円)	(単位 円)		
使用区分   午前   午後   夜間   昼間   午   全日     8時30 0時   5時   8時3  後・ 8時3	使用区分 午前 午後 夜間 昼間 午 全日		
(	8時3 12時 17時 8時3 後・ 8時 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		
<u>分~1</u> <u>~5</u>   <u>~10</u>   <u>0分</u>   <u>夜間</u>   <u>0分</u>     2時   時   <del>~5</del>   ○   0時   ~10	0分 ~17 ~22 0分 夜間 0分		
入場料・観平日 8,000 12,5 17,0 18.5 26.5 33.5			
17.00   17.00   17.00   18.00   20.00   30	入場料・観平日   <u>8.22</u> <u>12.8</u> <u>17.4</u> <u>19.0</u> <u>27.2</u> <u>34.</u> 寛料その他   <u>0</u> <u>50</u> <u>80</u> <u>20</u> <u>50</u> <u>5</u>		
これらに類土曜 9.500 15.0 20.5 22.0 32.0 40.5	これらに類土曜 9.77 15.4 21.0 22.6 32.9 41.		
する金銭を日、日 00 00 00 00 00 00	する金銭を日、 <u>0</u> 20 80 20 10 5		
徴収しない曜日、	徴収しない日曜		
場合(入場   休日	場合(入場)日、		
料等を徴収	料等を徴収休日		
するが、教	するが、教		
育・文化・	育・文化・		
福祉活動等	福祉活動等		
営利を目的	営利を目的		
としないも	としないも		
のを含む。	のを含む。		
次表以下に	次表以下に		
おいて同	おいて同		
じ。)	じ。)		
入場料・観平日  16.00 25.0 34.0 37.0 53.0 67.0	入場料・観平日 16.4 25.7 34.9 38.0 54.5 68		
<u> 質料その他                                    </u>	覧料その他 <u>50 10 70 50 10 1</u>		
これらに類土曜 19.00 30.0 41.0 44.0 64.0 81.0	これらに類土曜   19.5 30.8 42.1 45.2 65.8 83		
する金銭を日、日 0 00 00 00 00 00	する金銭を日、 40 50 70 50 20 1		
徴収する場曜日、	徴収する場日曜		
合(入場料   休日			
等を徴収し	等を徴収し休日		
ないが、商	ないが、商		
品の広告、	品の広告、		
国伝での他	宣伝その他は対を直には対象を直には対象を直には対象を直には対象を直には対象を直には対象を直には対象を直には対象を直には対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		
	接・間接的		
接・间接的	に目的とす		
るものを含	るものを含		
む。次表以	む。次表以		
下において	下において		
同じ。)	同じ。)		
備考 略	備考略		
別館会議室の使用料	別館会議室の使用料		
//JND-22 HX-25-Y/ DC/10/17	1) 1) MATE V DC/11/17		

(単位 円)

H= E1 E7	A44	4日	1-24	11:44	노비비		h	人们
使用区			午前	午後		昼間	生	全日
分	室名	人	8時3	<u>0時</u>	<u>5時</u>	<u>8時3</u>		<u>8時3</u>
			0分	<u>~5</u>	<u>~10</u>	0分	夜間	0分
			<u>~12</u>	時	時	<u>~5</u>	0時	<u>~10</u>
			時			時	<u>~10</u>	時
							時	
入場	21号	60	1,00	1,40	1,90	2,20	3,00	3,90
料・観覧	室		0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
料その	22号	45	950	1,35	1,80	2,10	2,85	3,70
他これ	室			<u>0</u>	<u>0</u>	0	<u>0</u>	<u>0</u>
らに類	31号	100	1,30	1,80	2,50	2,90	3,90	5,10
する金	室	ļ	0	<u>o</u>	0	0	<u>o</u>	0
銭を徴	32号	30	900	1,30	1,70	2,00	2,70	3,50
収しな	室			0	0	<u>0</u>		0
い場合	33号	12	600	900	1,20	1,40	1,90	2,40
	室				0	Q		-1
	40号	180	2,60	3,70	5.00	5,70	7,80	10,2
	室	1	0	0	0			
入場	21号	60	2,00	2,80	3,80	4,40	6,00	7,80
料・観覧	室		0	0	_		i	1 _
料その	22号	45	1,90	2,70	3,60	4,20	5,70	7,40
他これ	室		0	0	0	0	0	0
らに類	31号	100	2,60	3,60	5,00	5.80	7,80	10,2
する金	室		0	0		_		
銭を徴	32号	30	1,80	2,60	3,40	4,00	5,40	7,00
収する	室		0	0	0	<u></u>	1	0
場合	33号	12	1,20	1,80	2,40	2,80	3,80	4.80
	室		0					ہ ا
	40号	180	5.20					20,4
	室		0		I	•		
L	ㄷ	<del></del>					1	

別表2(第9条第2項関係)

大集会場の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

使用区分		午前8時30分	その他の時間
		から午後5時	
		までの時間	
入場料・観覧料	平日	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>
その他これら	土曜日、	1,900	2,700
に類する金銭	日曜日、		
を徴収しない	休日		
場合			
入場料・観覧料	平日	3,200	4,400
その他これら	土曜日、	3,800	<u>5,400</u>
に類する金銭	日曜日、		
を徴収する場	休日		
合			

別館会議室の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

(単位 円)

					4.0			
使用区	会議	定員	午前	午後	夜間	昼間	午	全日
分	室名	人	8時3	12時	17時	8時3	<u>後・</u>	<u>8時3</u>
			0分	$\sim \! 17$	<u>~22</u>	<u>0分</u>	夜間	0分
			<u>~12</u>	時	時	<u>~17</u>	12時	$\sim$ 22
			時			時	<u>~22</u>	時
							世	
入場	21号	60	1,02	1,44	1,95	2,26	3,08	4,01
料・観	室		<u>Q</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>o</u>	0	<u>0</u>
覧料そ		45	970	1,38	1,85	2,16	2,93	3,80
の他こ	-			<u>0</u>	0	<u>0</u>	.0	0
れらに		100	1.33	1,85	2,57	<u>2,98</u>	4.01	<u>5,24</u>
類する			0	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	0
金銭を		30	920	1.33	1.74	2,05	2,77	<u>3,60</u>
徴収し				0		<u>0</u>	<u>0</u>	0
ない場		12	610	920	1,23	1,44	1,95	<u>2,46</u>
合	室				<u>0</u>	0	0	0
	40号	180	2,67	3,80	5:14	<u>5,86</u>	8,02	<u>10,4</u>
	室		0	=			<u>0</u>	
1	21号	60	2,05	2,88	3,90	<u>4,52</u>	6,17	<u>8,02</u>
料・観		<u> </u>	0				0	
覧料そ		45	1,95	2,77	<u>3,70</u>	4,32	<u>5,86</u>	<u>7,61</u>
の他こ		<u></u>	<u>0</u>		=	<u>0</u>		<del></del>
れらに		100	2.67	<u>3.70</u>	5,14	<u>5,96</u>	8,02	10,4
類する			0			0		
金銭を	32号	30	1.85	<u>2,67</u>	3.49	4.11	<u>5,55</u>	7,20
徴収す			0	0	0	0	0	0
る場合		12	1,23	<u>1,85</u>	<u>2,46</u>	2,88	<u>3,90</u>	<u>4,93</u>
	室	<u> </u>	<u>0</u>					
ļ	40号	180	5,34	<u>7.61</u>				
L	室		<u> </u>	0	<u>80</u>	<u>20</u>	40	<u>80</u>

別表2(第9条第2項関係)

大集会場の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

		8時30分から 17時までの 時間	その他の時間
入場料·観覧料	₩.□		0.000
八份村 既没科		<u>1,640</u>	<u>2,260</u>
その他これら	土曜	1.950	2,770
に類する金銭	日、日		
を徴収しない	曜日、		
場合	休日		
入場料·観覧料	平日	3,290	<u>4,520</u>
その他これら	土曜	3,900	<u>5,550</u>
に類する金銭	日、日		
を徴収する場	曜日、		
合	休日		

別館会議室の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

使用区分	会議室名	午前8時30分	その他の時間
1	·	から午後5時	
		までの時間	
入場料・観覧	40号室	<u>500</u>	<u>700</u>
料その他これ	31号室	250	<u>350</u>
らに類する金	その他の	150	200
銭を徴収しな	室		
い場合			
入場料・観覧	40号室	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>
料その他これ	31号室	<u>500</u>	<u>700</u>
らに類する金	その他の	300	400
銭を徴収する	室		
場合			

### 別表3(第4条・第9条第3項関係)

大集会場の附属設備使用料

### 1.2 略

### 3 冷暖房装置使用料

区分	使用	摘要	
冷房	1時間につき	5,000円	1時間未満の端
暖房	1時間につき	5,500円	数については、
楽屋冷暖房	1時間につき	1,000円	30分以下は半
			額、30分を超え
			た場合は1時間
			の額

#### 4 略

### 別表4(第4条・第9条第3項関係)

別館の附属設備使用料

#### 1 略

### 2 冷暖房装置使用料

室名	使用料	4	摘要
40号室	1時間につき		1時間未満の端数
	円		については、30分
31号室	1時間につき	650円	以下は半額、30分
その他の	1時間につき	300円	を超えた場合は1
室			時間の額

使用区分	会議室名	8時30分か	その他の時間
		ら17時ま	
		での時間	
入場料・観覧	40号室	<u>510</u>	720
料その他これ	31号室	250	<u>360</u>
らに類する金	その他の	150	200
銭を徴収しな	室		
い場合			
入場料・観覧		1,020	<u>1,440</u>
料その他これ	31号室	<u>510</u>	<u>720</u>
らに類する金	その他の	300	410
銭を徴収する	室		
場合			

### 別表3(第4条・第9条第3項関係)

大集会場の附属設備使用料

### 1.2 略

### 3 冷暖房装置使用料

区分	使用	摘要	
冷房	1時間につき	5,140円	1時間未満の
暖房	1時間につき		端数について
楽屋冷暖房	1時間につき	1,020円	は、30分以下
			は半額、30分
			を超えた場合
			は1時間の額

#### 4 1

### 別表4(第4条・第9条第3項関係)

別館の附属設備使用料

#### 1 略

### 2 冷暖房装置使用料

室名	使用料	摘要	
40号室	1時間につき 1,330		1時間未満の端数
	巴		については、30
31号室	1時間につき	660円	分以下は半額、3
その他の	1時間につき	300円	0分を超えた場合
室			は1時間の額

### 議案第78号

しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとお り提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

5,500

800

しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

#### 条例第 묶

しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

しまなみ交流館設置及び管理条例(平成10年条例第41号)の一部 を次のように改正する。

# 別表中

Γ

21,200 27,600 29,700 44,600 55,200 12,700 8,500 15,200 25,400 33,100 35,600 53,500 66,200 10,200 2,600 4,300 5,600 6,000 9,000 11,200 1,700 1,500 3,200 2,000 2,100 3,900 900 600 3,200 3,900 900 2,000 2,100 1,500 600 2,900 1.3002,100 2,800 4.500

を Γ

13,060	21,800	28,380	30,540	45,870	56,770	8,740
15,630	26,120	34,040	36,610	55,020	68,090	10,490
2,670	4,420	5,760	6,170	9,250	11,520	1,740
920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610
920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610
1,330	2,160	2,880	2,980	4,620	5,650	820

に改め、同表の備考第11項の表中「1,100円」を「1,130円」

に、「400円」を「410円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、しまなみ交流館の使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第78号 しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例 案について

## しまなみ交流館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

			旧				新				,					
別表(第	別表(第10条関係)					別表(第10条関係)										
交流	旋館使	用料							交流	<b>花館使</b>	用料					
						(単位	円)								(単位	円)
時間	午前	午後	夜間	昼間	午後	全日	繰上	ΙT	時間	午前	午後	夜間	昼間	午後	全日	繰上
区分	9時	13時	18時	9時	夜間	9時	げ・	\	区分	9時	13時	18時	9時	夜間	9時	げ・
\	~12	~17	~22		13時	~22				~12	~17	~22	~17		~22	
\	時	時	時	時	~22	時	1時			時	時	時	時	~22	時	1時
\					時		間当たり		\					時		間当
\						:	にり		- \							たり
									\							
\									\							
名称		01.0					2 - 2		各称	100	21.0	20.0	20.7	47.0	~~~	
水平	12.7 00	21,2 00				<u>55,2</u> 00	8,50		トロー	13,0 60						
ル土	15,2						10,2	١,	냳	15,6						10.4
曜	00	00				00,2			一曜	30						
	-								日							
										1						
.									目							
曜									曜							
									目	ł						
									休							
月月									F							
大会	2,60	4,30	5,60	6,00	9,00	11,2	1,70	5	大会	2,67	4,42	5,76	6,17	9,25	11,5	1.74
議室	0	<u>0</u>	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	-	1 F	幾室_	0		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>20</u>	
会議	900	1,50	<u>2,00</u>	2,10	3,20	3,90	<u>600</u>		会議	920	1.54	2,05	2,16	<u>3,29</u>	4,01	<u>610</u>
室1	000	1.50	0 00	0 10	0 00	0 00	COO		至1	000	154	9.05	0 10	0 00	0	010
会議 室2	900	1,50	2,00 0	_	3,20 0	3.90	<u>600</u>		会議 <b>室</b> 2	920	1,54	2,05 0	2.10	3,29	4.01	610
市民	1.30	2.10	-	<u>2,90</u>	4.50	5.50	800	1 F	元	1.33	2.16		2.98	4,62	5.65	820
ギャ	0	0	0	0	0	0	200		ドヤ	0	0	0	0	0	0	<u> </u>
ラリ									ラリ	,						
										<u></u>	L					
備考								佰	崩考							
1~10	) 略								1~1	0 略						
1	大会調													/会議		
房	房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を			房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を												

加算する。

冷暖房使用料(1時間当たり)

加算する。

冷暖房使用料(1時間当たり)

大会議室	1,100円
会議室1	<u>400円</u>
会議室2	

大会議室	1,130円
会議室1	410円
会議室2	

### 議案第79号

尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条 例案

## 条例第 号

尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条 例

尾道市因島市民会館設置及び管理条例(平成17年条例第247号) の一部を次のように改正する。

# 別表第1中

Γ

10,310	20,620	25,710	30,930	41,240	51,550
12,340	24,690	30,930	37,040	49,390	61,740
3,050	3,390	5,090	6,230	8,270	10,310
3,730	4,070	6,230	7,360	9,850	12,340
1,350	2,030	2,600	3,390	4,640	6,230
1,350	2,030	2,600	3,390	4,640	6,230
900	2,030	2,490	3,050	4,070	5,090
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
790	1,240	1,690	2,030	2,830	3,730
1	1	i		1	

790	1,240	1,690	2,030	2,830	3,730
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900			2,490
790	1,240	1,690	2,030	2,830	3,730

10,600	21,200	26,440	31,810	42,410	53,020
12,690	25,390	31,810	38,090	50,800	63,500
3,130	3,480	5,230	6,400	8,500	10,600
3,830	4,180	6,400	7,570	10,130	12,690
1,380	2,080	2,670	3,480	4,770	6,400
1,380	2,080	2,670	3,480	4,770	6,400
920	2,080	2,560	3,130	4,180	5,230
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
810	1,270	1,730	2,080	2,910	3,830
		-2 1		-	
810	1,270	1,730	2,080	2,910	3,830
	-				
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
810	1,270	1,730	2,080	2,910	3,830
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

に改める。 別表第2の1 大ホールセット使用料の表中 「

16,990	28,890	15,400	27,300
26,850	38,740	23,670	35,570
26,850	38,740	23,670	35,570
46,560	58,460	40,220	52,110
31,830	43,730	27,750	39,650
56,530	68,430	48,370	60,270
43,960	67,750	38,970	62,760
73,640	97,430	63,670	87,460
53,810	77,610	47,240	71,030
93,350	117,150	80,210	104,000
70,810	106,500	62,650	98,340
120,210	155,900	103,890	139,580
3,850	15,740	3,390	15,290
6,790	18,690	5,890	17,780
6,790	18,690	5,890	17,780
12,680	24,580	10,870	22,770
8,270	20,160	7,130	19,030
15,740	27,640	13,250	25,150

を	
Γ	

15,840	29,710	17,470
24,340	39,840	27,610
24,340	39,840	27,610
41,360	60,130	47,890
28,540	44,970	32,730
49,750	70,380	58,140
40,080	69,680	45,210
65,480	100,210	75,740
48,500	79,820	55,340
82,500	120,490	96,010
64,440	109,540	72,830
106,850	160,350	123,640
3,480	16,180	3,960
6,050	19,220	6,980
6,050	19,220	6,980
	24,340 24,340 41,360 28,540 49,750 40,080 65,480 48,500 82,500 64,440 106,850 3,480 6,050	$\begin{array}{c ccccc} 24,340 & 39,840 \\ 24,340 & 39,840 \\ 41,360 & 60,130 \\ 28,540 & 44,970 \\ 49,750 & 70,380 \\ 40,080 & 69,680 \\ 65,480 & 100,210 \\ 48,500 & 79,820 \\ 82,500 & 120,490 \\ 64,440 & 109,540 \\ 106,850 & 160,350 \\ 3,480 & 16,180 \\ 6,050 & 19,220 \\ \end{array}$

23,420	11,180	25,280	13,040
19,570	7,330	20,730	8,500
25,860	13,620	28,420	16,180

に改める。

別表第2の2 中ホールセット使用料の表中

			and the second s
8,150	4,750	8,610	5,210
10,650	7,250	11,550	8,150
8,380	4,980	8,950	5,550
11,100	7,700	12,230	8,830
9,740	6,340	10,760	7,250
13,820	10,420	15,740	12,230
16,310	9,510	17,220	10,420
21,300	14,500	23,110	16,310
17,900	11,100	19,260	12,460
24,470	17,670	27,190	20,390
25,260	15,060	26,850	16,650
33,530	23,330	36,700	26,510

を「

8,380	4,880	8,850	5,350
10,950	7,450	11,880	8,380
8,610	5,120	9,200	5,700
11,410	7,920	12,570	9,080
10,010	6,520	11,060	7,450
14,210	10,710	16,180	12,570
16,770	9,780	17,710	10,710
21,900	14,910	23,770	16,770
18,410	11,410	19,810	12,810
25,160	18,170	27,960	20,970
25,980	15,490	27,610	17,120
34,480	23,990	37,740	27,260
			<del> </del>

に改める。

別表第3の1 冷暖房装置使用料の表中「3,610」を「3,710」に、「1,030」を「1,050」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日 以後に市長が行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に 指定管理者が行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の 例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島市民会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第79号 尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する 条例案について

## 尾道市因島市民会館設置及び管理条例新旧対照表

	(傍線の部分は改止部分)			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新			
別表第1(第8条関係)	別表第1(第8条関係)			
基本使用料	基本使用料			
単位:円	単位:円			
時間午前 午後 夜間 昼間 昼夜 全日 摘	時間 午前   午後   夜間   昼間   昼夜   全日   摘要			
区分				
9~1 13~ 18~ 9~1 13~ 9~2	9~1 13~ 18~ 9~1 13~ 9~2			
使用 2時 17時 22時 7時 22時 2時	使用 2時 17時 22時 7時 22時 2時			
区分	区分			
大ホ平日10,3120,6225,7130,9341,2451,55楽	大ホ平日 10,6021,2026,4431,8142,4153,02楽屋			
ール 0 0 0 0 0 0	ール <u>0 0 0 0 0</u> を含			
土・12,3424,6930,9337,0449,3961,74を	土・ 12,6925,3931,8138,0950,8063,50む。			
休日 し む。				
中	中			
ール 0 土・3,7304,0706,2307,3609,85012,34	ール <u>0</u> 土・3,8304,1806,4007,57010,1312,69			
日 · 日 · 0	日·			
大ホール 1,3502,0302,6003,3904,6406,230	大ホール 1,3802,0802,6703,4804,7706,400			
ロピー	ロビー			
中ホール 1,3502,0302,6003,3904,6406,230	中ホール 1.3802.0802.6703.4804.7706.400			
ロピー	ロピー			
展示ホー 9002,0302,4903,0504,0705,090	展示ホー 920 2,080 2,560 3,130 4,180 5,230			
第1会議 560 790 9001,3501,8102,490	第1会議 570 810 9201.3801.8602.560			
第2会議 560 790 9001,3501,8102,490	室 第2会議 570 810 9201,3801,8602,560			
第2会議 560 790 9001,3501,8102,490 字	第2会議 570 810 9201,3801,8602,560 章			
第3会議 560 790 9001,3501,8102,490	第3会議 570 810 9201,3801,8602,560			
室	室			
第4会議 560 790 9001,3501,8102,490	第4会議 570 810 9201,3801,8602,560			
室	室			
第5会議 7901,2401,6902,0302,8303,730	第5会議 8101,2701,7302,0802,9103,830			
室(和室)	室(和室)			
第6会議 7901,2401,6902,0302,8303,730	第6会議 8101,2701,7302,0802,9103,830			
室(和室)	室(和室)			
第7会議 560 790 9001,3501,8102,490	第7会議 <u>570</u> <u>810</u> <u>9201.3801,8602,560</u> <b>室</b> (和室)			
室(和室) 第8会議 560 790 9001,3501,8102,490	第8会議 570 810 9201,3801,8602,560			
室(和室)	室(和室)			
第1楽屋 560 790 9001,3501,8102,490	第1楽屋 570 810 9201,3801,8602,560			
第2楽屋 560 790 9001,3501,8102,490	第2楽屋 570 810 9201.3801.8602.560			
第3楽屋 7901,2401,6902,0302,8303,730	第3楽屋 8101,2701,7302,0802,9103,830			
備考略	備考略			

### 別表第2(第8条関係)

### 1 大ホールセット使用料

単位:円

	伸	用区分	平日	平日	土・日・	土・
W/11/23/				冷暖房	休日	日・休
			期間	期間外	冷暖房	
	`		2431-3	7431-321		冷暖房
時間	等区分	/			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	期間外
午前	9~1	一般	27,300	15,400	28,890	16,990
	2時	営利	35,570	23,670	38,740	26,850
午後	13~	一般	35,570	23,670	38,740	26,850
	17時	営利		40,220		46,560
夜間	18~	一般	39,650	27,750	43,730	31,830
	22時	営利	60,270	48,370	68,430	56,530
昼間	9~1	一般	62,760	38,970	67.750	43,960
	7時	営利	87,460	63,670	97,430	73,640
昼夜	13~	一般	71,030	47,240	77,610	53,810
間	22時	営利	104,000	80.210	117,150	93,350
全日	9~2	一般	98,340	62,650	106,500	70,810
	2時	営利	139,580	103,89	155,900	120,21
	<u> </u>	<u> </u>		0		0
午前	9~1	一般	15,290	3,390	<u>15,740</u>	3,850
リハ	2時	営利	17,780	5,890	18,690	6,790
ーサ			·	ļ		
ル				<u> </u>		<u> </u>
	13~		17,780	5.890	18,690	<u>6,790</u>
I -	17時	営利	22,770	10,870	24,580	12,680
ーサ						
71						
1	18~		19,030			<del></del>
1 .	22時	営利	25,150	13,250	<u>27,640</u>	15,740
ーサ			1			
71		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>

### 2 中ホールセット使用料

単位:円

	使用	区分	平日	平日	土・	土・
			冷暖房	冷暖房	日・休	日・休
			期間	期間外	B	日
1					冷暖房	冷暖房
時間	等区分				期間	期間外
午前	9~12	一般	8,150	4,750	<u>8,610</u>	5,210
	時	営利	10,650	7,250	11,550	8,150
午後	13~17	一般	8,380	4,980	8,950	<u>5,550</u>
	時	営利	11,100	7,700	12,230	8,830
夜間	18~22	一般	9,740	6,340	10,760	7,250
	時	営利	13,820	10,420	15,740	12,230
昼間	9~17	一般	16,310	9,510	17,220	10,420
	時	営利	21,300	14,500	23,110	16,310
昼夜	13~22	一般	17,900	11,100	19,260	12,460
間	時	営利	24.470	17,670	27,190	20,390
全日	9~22	一般	25,260	15,060	26,850	16,650
	時	営利	33,530	23,330	36,700	26,510

備考 略

### 別表第2(第8条関係)

### 1 大ホールセット使用料

単位:円

使用区分 平日   平日   土・日・土・日・							
			平日				
			冷暖房	冷暖房	休日	休日	
			期間	期間外	冷暖房	冷暖房	
	`	\			期間	期間外	
時間	等区分						
午前	9~1	一般	28,080	<u>15,840</u>	<u>29,710</u>	17,470	
	2時	営利	<u>36,580</u>	24,340	<u>39,840</u>	<u>27,610</u>	
午後	13~	一般	<u>36,580</u>	24,340	39,840	27,610	
	17時	営利	<u>53,590</u>	41,360	<u>60,130</u>	<u>47,890</u>	
夜間	18~	一般	40,780	28,540	44,970	32,730	
	22時	営利	61,990	49,750	70,380	<u>58,140</u>	
昼間	9~1	一般	64,550	40,080	69,680	45,210	
1	7時	営利	89,950	65,480	100,210	75,740	
昼夜	13~	一般	73,050	48,500	79,820	<u>55,340</u>	
間	22時	営利	106,970	82,500	120,490	96,010	
全日	9~2	一般	101,140	64,440	109,540	72,830	
	2時	営利	143,560	106,85	160,350	123,64	
		_		0		<u>o</u>	
午前	9~1	一般	15,720	3,480	16,180	<u>3,960</u>	
リハ	2時	営利	18,280	6,050	19,220	6,980	
ーサ						1	
ル							
午後	13~	一般	18,280	6,050	19,220	6,980	
リハ	17時	営利	23,420	11,180	25,280	13,040	
ーサ							
ル							
夜間	18~	一般	19,570	7,330	20,730	<u>8,500</u>	
リハ	22時	営利	25,860	13,620	28,420	16,180	
ーサ							
ル							

### 2 中ホールセット使用料

単位:円

	使用	区分	平日	平日	土・日・	土・日・
			冷暖房	冷暖房	休日	休日
ļ			期間	期間外	冷暖房	冷暖房
1					期間	期間外
時間	等区分					
午前	9~12	一般	8,380	4,880	8,850	<u>5,350</u>
	時	営利	10,950	7,450	11,880	<u>8,380</u>
午後	13~17	一般	8,610	<u>5,120</u>	9,200	<u>5,700</u>
<u> </u>	時	営利	11,410	7,920	12,570	9,080
夜間	18~22	一般	10,010	6,520	11,060	7.450
1	時	営利	14,210	10,710	16,180	12,570
昼間	9~17	一般	16,770	9,780	17,710	10,710
ł	時	営利	21,900	14,910	23,770	16,770
昼夜	13~22	一般	18,410	11,410	19,810	12,810
間	時	営利	25,160	18,170	27,960	20,970
全日	9~22	一般	25,980	15,490	27,610	17,120
	時	営利	<u>34,480</u>	23,990	37,740	27,260

備考 略

# 別表第3(第8条関係)

### 1 冷暖房装置使用料

単位:円

				1 1244
項目	使用区分	単位	使用料	備考
冷房	大ホール	1時間		原則とし
	中ホール	1時間	1,030	て3時間
暖房	会議室等		Po 0 - 1710 -	以上連続
			に掲げる	
			基本使用	
	'	1	料の1/2	に限る。

2~5 略 備考 略

## 別表第3(第8条関係)

## 1 冷暖房装置使用料

単位:円

項目	使用区分	単位	使用料	備考
冷房	大ホール	1時間	3.710	原則とし
	中ホール・	1時間	1.050	て3時間
暖房	会議室等		別表第1	以上連続
1			に掲げる	して使用
		ĺ	基本使用	する場合
			料の1/2	に限る。

2~5 略 備考 略

### 議案第80号

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例 の一部を改正する条例案

### 条例第 号

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例 の一部を改正する条例

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例(平成20 年条例第61号)の一部を次のように改正する。

# 別表中

٢ 5,000 7,400 12,300 16,000 17,300 25,900 32,000 20,700 14.800 19,200 31.100 38.400 6.0008,900 2,000 2,100 3,200 3,900 1,500 600 900 2,000 3,900 1,500 2,100 600 3,200 900

を 「

7,610	12,650	16,450	17,790	26,640	32,910	5,140
9,150	15,220	19,740	21,290	31,980	39,490	6,170
					,	

920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610
920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610

に改め、同表の備考第8項の表中「400円」を「410円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

# 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道市民センターむかい しま文化ホールの使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第80号 尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条 例の一部を改正する条例案について

# 尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例 新旧対照表

	(傍線の部分は以上部分)			
IB	新			
別表(第10条関係)	別表(第10条関係)			
尾道市民センターむかいしま文化ホール使	尾道市民センターむかいしま文化ホール使			
用料	用料			
(単位 円)	(単位 円)			
時間午前 午後 夜間 昼間 午 全日 繰上	時間午前午後夜間昼間午 全日繰上			
\ 区分9時   13時   18時   9時   後・9時   げ・	\ 区分9時  13時 18時 9時  後・9時  げ・			
	~12~17~22~17夜間~22延長			
名称 トリートリートリー	名称 トリートリートリー			
<b> 本 平日</b> 7.40 12.3 16.0 17.3 25.9 32.0 5.00	ホ 平日 <u>7.61 12.6 16.4 17.7 26.6 32.9 5.14</u>			
- <u>0 00 00 00 00 00 0</u>	- <u>0 50 50 90 40 10 0</u>			
ル 土曜 8.90 14.8 19.2 20.7 31.1 38.4 6.00	ル 土曜 9.15 15.2 19.7 21.2 31.9 39.4 6.17			
	日、日 0 20 40 90 80 90 0			
曜日、	曜日、			
ホール研 900 1,50 2,00 2,10 3,20 3,90 600	ホール研   920 1.54 2.05 2.16 3.29 4.01 610			
修室1 0 0 0 0	修室1 0 0 0 0			
ホール研 900 1.50 2.00 2.10 3.20 3.90 600	ホール研   920 1.54 2.05 2.16 3.29 4.01 610			
修室2 0 0 0 0	修室2 0 0 0 0			
備考	備考			
1~7 略	1~7 略			
8 ホール研修室1又はホール研修室2で冷暖	8 ホール研修室1又はホール研修室2で冷			
房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を	暖房を使用する場合は、次の冷暖房使用料			
加算する。	を加算する。			
冷暖房使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)			
ホール研修室1 400円	ホール研修室1 410円			
ホール研修室2 400円	ホール研修室2 <u>410円</u>			

### 議案第81号

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例案

## 条例第 号

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表のその1 尾道市御調文化会館使用料の表中

Γ						
ĺ	円	円	円	円	円	円
	5,180	6,920	8,650	10,380	13,850	17,310
	730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450
	730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450
	360	410	670	830	1,050	1,560
	620	730	1,200	1,350	1,880	2,610
	730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450
	1,050	1,350	2,200	2,510	3,450	4,710
	1,620	1,830	2,400	3,250	4,080	5,500

を

_						
	円	円	円	円	円	円
	5,320	7,110	8,890	10,670	14,240	17,800

750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
370	420	680	850	1,080	1,600
630	750	1,230	1,380	1,930	2,680
750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
1,080	1,380	2,260	2,580	3,540	4,840
1,660	1,880	2,460	3,340	4,190	5,650

に改める。

別表のその2 冷・暖房、附属設備等使用料の表中

円	円
2,100	2,100
830	830
830	830
510	510
830	830
830	830
830	830
830	830

•		
	円	円
	2,160	2,160
	850	850
	850	850
	520	520
	850	850
	850	850
	850	850
	850	850
		t ethy

に改める。

付 則

# (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# (経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

# 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、御調文化会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

# 議案第81号 尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例案について

## 尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例 新旧対照表

**************************************	(万級ペンログ) は以正即グブ			
旧	新			
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)			
その1 尾道市御調文化会館使用料	その1 尾道市御調文化会館使用料			
時間 午前 午後 夜間 昼間 昼夜 全日 区分 間	時間 午前 午後 夜間 昼間 昼夜 全日 区分			
9~1 13~1 18~ 9~17 13~ 9~22	9~1 13~1 18~ 9~17 13~ 9~22			
2時 7時 22時 時 22時 時	2時 7時 22時 時 22時 時			
使用 区分	使用 人 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
大ポール 円 円 円 円 円	大赤一儿田田田田田田			
5,180 6,9208,650 10,3813,85 17,31	5,320 7,1108,890 10,6714,24 17,80			
0 0 0	0 0 0			
視聴覚室 730 1,0501,720 1,8802,610 3,450 (2F)	視聴覚室 <u>750</u> <u>1,080</u> <u>1,930</u> <u>2,680</u> <u>3,540</u> (2F)			
女性研修 730 1,050 1,720 1,880 2,610 3,450 室(2F)	女性研修 室(2F) 1,0801,760 1,9302,680 3,540			
小会議室 <u>360 410 670 8301,050 1,560</u> (2F)	小会議室 <u>370 420 680 8501,080 1,600</u> (2F)			
日本間(2 620 7301,200 1,3501,880 2,610	日本間(2 630 7501,230 1,3801,930 2,680			
F)(1室当	F)(1室当			
たり)	たり)			
会議室(1 <u>730</u> <u>1,050</u> <u>1,720</u> <u>1,880</u> <u>2,610</u> <u>3,450</u> F)	会議室(1 750 1,080 1,760 1,930 2,680 3,540 F)			
研修室(1 1.050 1.3502.200 2.5103.450 4.710 F)	研修室(1 1,080 1,380 2,260 2,580 3,540 4,840			
料理実習 1,620 1,8302,400 3,2504,080 5,500	F) 料理実習 <u>1,660 1,8802,460 3,3404,190 5,650</u>			
室(1F)	室(1F)			
備考略	備考 略			
その2 冷・暖房、附属設備等使用料	その2 冷・暖房、附属設備等使用料			
冷・暖房料金(1時間 附属設備等使用料 当たり)	冷・暖房料金(1時間 附属設備等使用料 当たり)			
区分冷房 暖房 名称 単 1回の使用料 室名 位	区分冷房 暖房 名称 単 1回の使用料 室名 位			
大小一 円 円放送装置 1 円	大ホー 円 円放送装置 1 円			
ル <u>2,10</u> <u>2,100</u> (マイク付)式 全日 1,350 <u>0</u> <u></u> 昼間又は夜	ル 2.16 2.160(マイク付)式 全日 1,350 <u>0</u> 昼間又は夜			
間 670	間 670			
視聴覚 <u>830</u> <u>830</u> 舞台照明 " 2,400 室	視聴覚 <u>850</u> <u>850</u> 舞台照明 " 2,400 室			
女性研 <u>830</u> <u>830</u> ピアノ 1 1,560 修室 台	女性研 <u>850</u> <u>850</u> ピアノ 1 1,560 修室 台			
小会議 510 510スポット " 510	小会議 <u>520 520</u> スポット ″ 510			

日本間	830	830	16mm映 写機	"	1,350
会議室	830	830	スライド 映写機	"	410
研修室	830	830	オーバー ヘッド	"	410
料理実習室	830	830	石油スト ープ(灯油 を含む。)	1 台	1時間につき 100
			展示用パ ネル	1 枚	50

日本間	<u>850</u>	<u>850</u>	16mm映 写機	"	1,350
会議室	<u>850</u>		スライド 映写機	"	410
研修室	<u>850</u>	850	オーバー ヘッド	"	410
料理実 習室	<u>850</u>	850	石油スト ープ(灯油 を含む。)	1 台	1時間につき 100
			展示用パ ネル	1 枚	50